仕 様 書

１．件名

静岡運輸支局清水庁舎官用車１２か月定期点検業務

２．点検内容

道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「法」という。）第４８条及び自動車点検基準（昭和２６年運輸省令第７０号。以下「点検基準」という。）第２条に基づき、１２か月ごとに行う点検及び日常点検。

なお、エンジンオイルは取替するものとし、その他は６（２）に定めるとおりとする。

３．対象官用車

車種	年式	排気量	登録番号	走行距離
ﾄﾖﾀ ｶﾛｰﾗﾂｰﾘﾝｸﾞ	令和６年	1.79L	静岡 301 む 1398	6,930km

※走行距離は、令和７年１１月３０日時点。

４．履行場所

点検業務を実施する場所は受注者の工場とする。ただし、工場の所在地は静岡運輸支局清水庁舎から概ね半径５km以内であること。

５．履行期限

契約締結日から令和８年２月６日（金）までとする。

６．点検結果の報告

（１）受注者は、法第４９条及び点検基準第４条に基づく点検整備記録簿を作成の上、発注者に提出するものとする。

（２）点検の結果、道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）に照らし、車両の安全及び機能を維持する上で整備が必要と判断した場合は、発注者にその旨を報告し、部品の取替及び修理等の協議をするものとする。

７．車両整備の基準

車両の整備は、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和７年１月）の自動車整備に記載されている判断の基準を満たすものとする。

８．車両の保管等

受注者は、点検を行う車両の保管について、善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

また、発注者が必要とする場合においては、代車を用意するものとする。

９．瑕疵保証

受注者は、車両の納車後６か月以内に点検整備及び修理上の瑕疵による故障が発生した場合は、無償修理を行わなければならない。

１０．引渡し及び納品場所

〒４２４－０９２２

静岡県静岡市清水区日の出町９－１

静岡運輸支局清水庁舎

１１．その他

（１）実施日については、発注者と調整の上、決定するものとする。

（２）点検業務のために必要する機具等は受注者の負担とする。

（３）本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定とする。

（４）本仕様書に基づく業務を進行するうえで問題が生じた場合は、双方協議のうえ解決とする。

（５）代金の支払については、全ての業務が完了した後、受注者の請求により支払うこととし、請求書を受理した日から３０日以内に銀行振込により支払うものとする。

なお、請求金額は１円未満を切り捨てた金額とする。

（６）本件に関する問い合わせ先

中部運輸局総務部会計課（052-952-8004） 担当：調度係 鈴木